

第159回都市計画審議会

都市計画区域マスタープランの改定原案について

令和7年12月19日

1

はじめに（前回の振り返り）

- 1 区域マスタープランの概要
- 2 改定のスケジュール

2

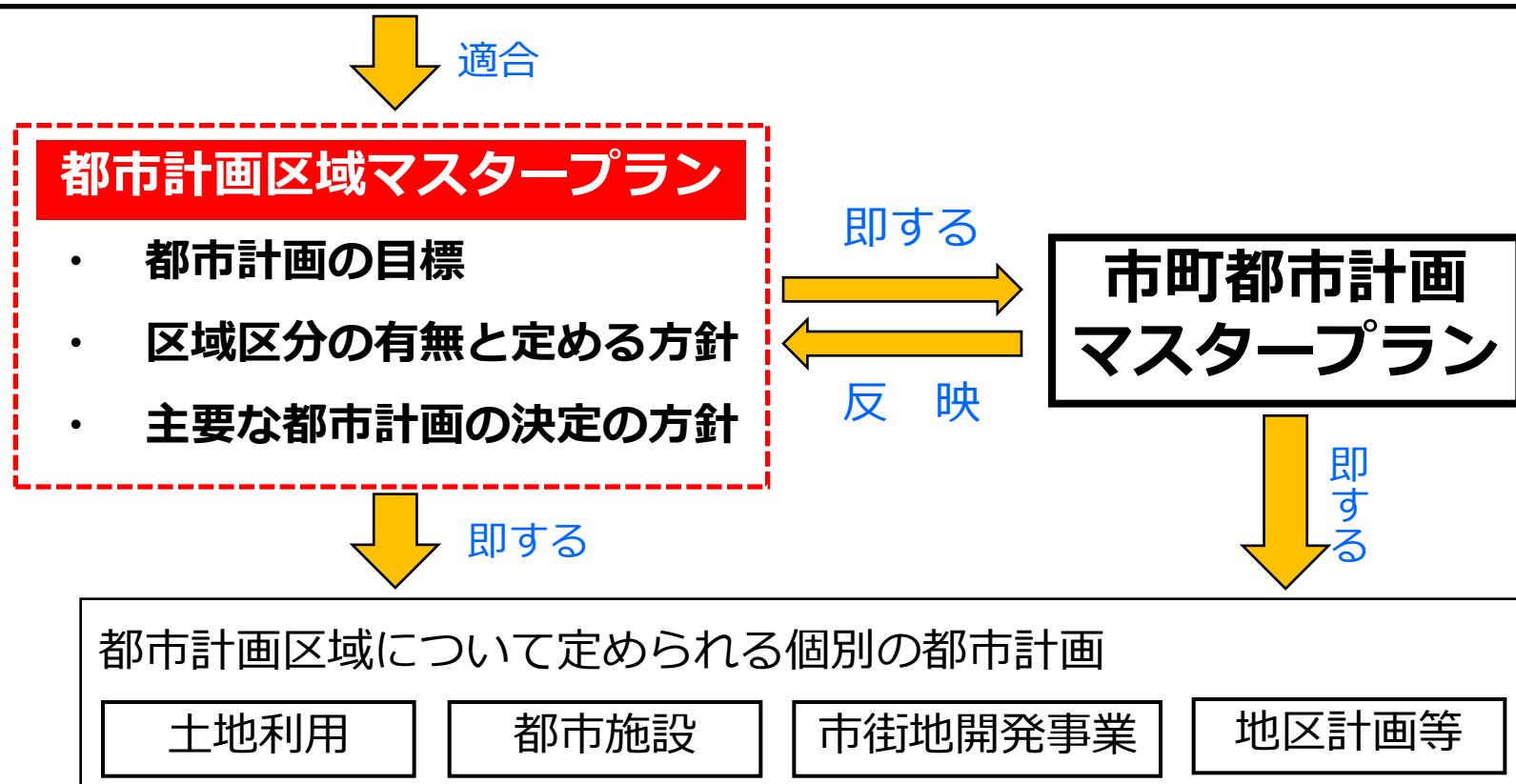
1 区域マスタープランの概要（振り返り）

都市計画区域マスタープラン（区域マス）とは

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、
都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す

都市計画法第6条の2

国土計画、宮崎県総合計画、宮崎県都市計画に関する基本方針



3

2 改定スケジュール

	令和5年度		令和6年度			令和7年度												令和8年度		
	3月	4~12月	2月	3月	4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
都市計画区域 マスタープラン 策定手続き								公 聴 会	パ ブ コ メ					案 の 縦 覧			都 市 計 画 決 定			
都市計画審議会		報 告						素 案 報 告					原 案 報 告		審 議 (答 申)					
専門委員会			第4回		第5回					第6回										

第159回審議会の調査検討事項

- これまでの意見等への対応について
(審議会、専門委員会、関係機関への意見照会等)
- 区域区分（線引き制度）の決定の有無（振り返り）

4

説明内容

- 1 前回の審議会、専門委員会及びパブリックコメント、意見照会での御意見とその対応について
- 2 区域区分（線引き制度）の決定の有無について

5

- 1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について
- 2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見

- ①都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加について
- ②流域治水に関する住民の取組みの追記について
- ③事前復興まちづくり計画における多様な主体の連携について

該当箇所

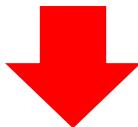
第4章 主要な都市計画の決定方針
第5節 防災都市づくりに関する方針

【中部圏域（原案）P.33～】

2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見①

都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加について
⇒流域治水の取組みは都市計画区域内外関係なく実施するものであるため、流域全体が分かるような図面の追加を検討して欲しい。

**審議会委員御意見①に対する県の考え方**

第4章第5節において、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の取組みを推進することを示している。

より流域全体での取組みであることが明確になるように、各圏域に関する流域治水取組図を追加することとする。

【中部圏域（改定原案）P.33～】

7

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針 **【全圏域共通】**

1. 基本方針

【豪雨・土砂災害】

追加案

【中部圏域（改定原案）P.34】

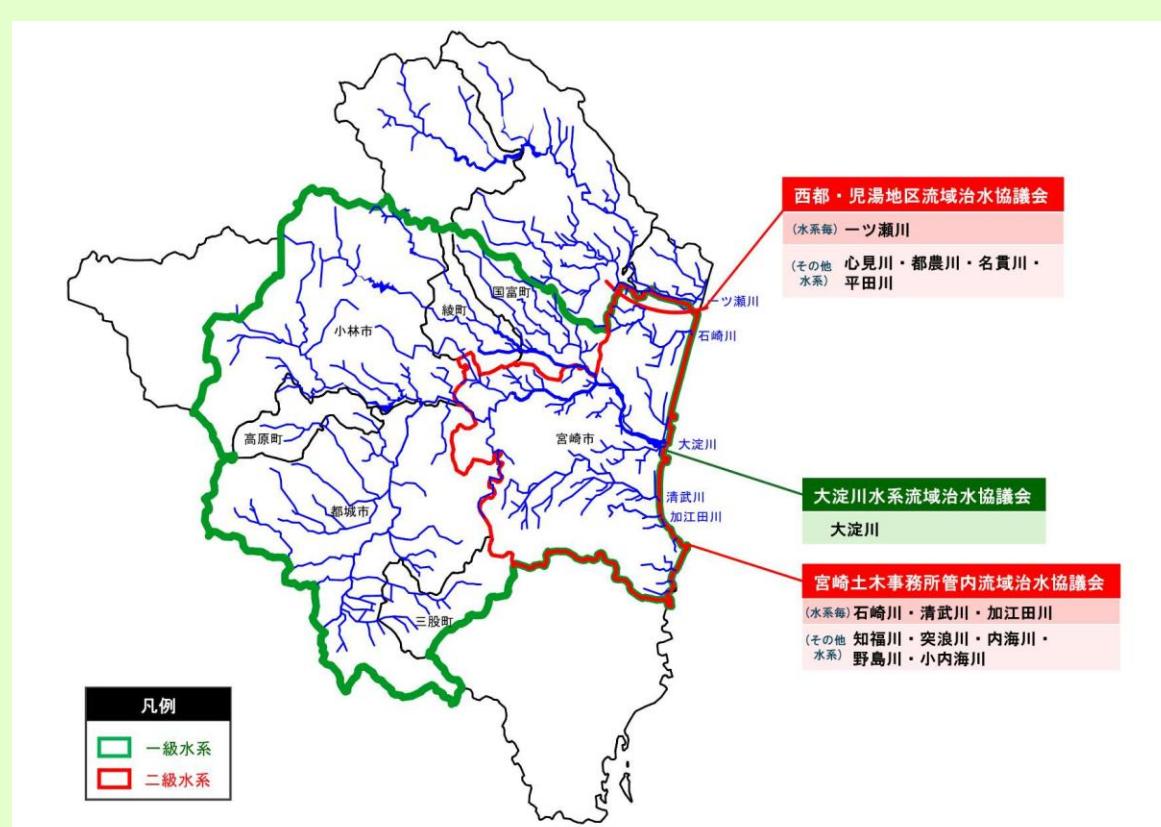


図 中部圏域に係る流域治水取組図

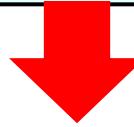
8

2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見②

流域治水に関する住民の取組みの追記について

⇒現行区域マス改定案においては、流域治水に関する取り組み例として、住民が取り組む事項についても追記してもらいたい。



審議会委員御意見②に対する県の考え方

第4章第5節において、流域治水の取り組み例として、行政が行う特定都市河川の指定のみを記載している。

流域治水は官民が連携して取り組む必要があることから、より住民による取組みを推進するため、住民が取り組む事項について追加することとする。

【中部圏域（改定原案）P.33】

9

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針 **【全圏域共通】**

1. 基本方針

【豪雨・土砂災害】

追加案

【中部圏域（改定原案）P.33】

気候変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まることが懸念されるため、**住民や民間事業者、河川管理者等の流域に**関わるあらゆる関係者が協働し、雨水貯留浸透施設の整備や特定都市河川の指定などによる流域における貯留機能の整備・保全等、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進します。

追加趣旨

流域治水の取り組みの官民連携の部分が強調されるよう、あらゆる関係者の具体的な例として、「住民や民間事業者、河川管理者等」を追加する。

また、一般住民の取組例として「雨水貯留浸透施設の整備等による流域における貯留機能の整備・保全」を追加する。

2 第158回都市計画審議会での御意見

審議会委員御意見③

事前復興まちづくり計画に関して、各企業も災害時の復旧・復興計画を立てていると考えられるため、区域マスの記載の中に企業も明示してもらいたい。



審議会委員御意見③に対する県の考え方

被災後を見据えて企業・事業者との情報共有や連携を早期に取り組む必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討を進める多様な主体（県民・市町・県など）の中に「事業者」として明示を行う。

【中部圏域（改定原案）P.33】

11

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

追加案

【中部圏域（改定原案）P.33】

- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や事業者、市町及び県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋げていきます。

追加趣旨

事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県などの多様な主体に「事業者」を追加する。

12

1 第6回専門委員会での御意見

専門委員御意見

- ・防災都市づくりに関する県のスタンスの明確化について

該当箇所

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針 【中部圏域（原案）P.33～】

13

専門委員会 御意見

防災都市づくりに関する県のスタンスの明確化

⇒第4章第5節2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針において、市町が取り組みやすくなるよう、防災都市づくりに対する県のスタンスを明確に記載してもらいたい。

現行「区域マスタープラン」

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

(2) 都市構造の強化に関する方針

- 市町は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査等を活用して、津波・河川（内水）浸水区域や密集的市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、広域的な観点からその取組を支援するとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。

14

現行「区域マスタープラン」

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

1. 基本方針

本県は、南海トラフ地震に伴う地震・津波被害や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害など、様々な災害リスクが想定される中、県民の生命や財産を守るために、**危機事象からの復旧・復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを目指すこととしています。**

...

○地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、**県民や市町、県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。**また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋げていきます。

専門委員御意見に対する県の考え方

第4章第5節においては、県として防災都市づくりを推進する旨記載されているが、ご意見のあった「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」においては、防災都市づくりへの県の姿勢が不明瞭であることから、県のスタンスを明確に記載する。

15

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

第4章 主要な都市計画の決定方針

第5節 防災都市づくりに関する方針【全圏域共通】

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

修正案

【中部圏域（改定原案）P.34】

○ 市町は、**おおむね5年ごとに実施する**都市計画基礎調査や災害リスク情報等を活用して、津波・河川（内水）浸水区域や密集的市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、**都市計画の見直しのほか、災害に強い都市づくり・まちづくりを推進するため、立地適正化計画における防災指針の策定や事前復興まちづくり計画の策定等の取組に対し、広域的な観点から支援を行うとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。**

追加趣旨

防災都市づくりに対する県のスタンスとして、「災害に強い都市づくり・まちづくりを推進」を追加し、それに対する具体的な支援対象として、「立地適正化計画における防災指針の策定や事前復興まちづくり計画の策定等の取組」を追加する。

16

3 パブリックコメント及び関係機関への意見照会の実施

パブリックコメント

募集期間：令和7年9月22日（月）～令和7年10月22日（水）

周知方法：プレスリリース、県ホームページ、県政けいじばん

御意見

意見なし

17

1 前回の専門委員会、審議会及び意見照会等での御意見とその対応について

3 パブリックコメント及び関係機関への意見照会の実施

意見照会

実施日：①令和6年5月24日（金）【改定作業前の意見照会】
②令和7年6月16日（月）【改定素案に対する意見照会】
③令和7年8月27日（水）【改定素案に対する意見照会】

照会先：都市計画区域を有する県内19市町
各土木事務所、各農林振興局
県庁関係各課【②③のみ】

総合政策部	総合政策課、総合交通課、中山間・地域政策課
総務部	総務課、危機管理課
福祉保健部	福祉保健課
環境森林部	環境森林課、自然環境課、森林経営課
商工観光労働部	商工政策課、企業立地課
農政水産部	農村計画課
県土整備部	道路建設課、道路保全課、河川課、砂防課、港湾課、建築住宅課、高速道対策局、盛土対策課
警察本部	交通規制課

御意見

整備予定箇所の更新について(道路・河川・公園)、各拠点の更新について(工業・流通)
公共交通機関の利用促進の追加について、市街地における住宅整備の方針について
空き家等の住宅施策について

18

説明内容

- 1 前回の専門委員会、審議会及びパブリックコメント、意見照会での御意見とその対応について
- 2 区域区分（線引き制度）の決定の有無について

18

2 区域区分（線引き制度）の決定の有無について

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

区域区分の決定の判断

○宮崎広域都市計画区域

引き続き

区域区分を適用する

○日向延岡新産業都市計画区域

引き続き

区域区分を適用する

○上記以外の都市計画区域

引き続き

区域区分を適用しない

20